

会員各位

令和5年6月12日
全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う影響に関する対応について

今般の株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う影響については、ユーザの方々
の業務の遅滞、顧問先への説明等の対応等、様々な影響が生じていることを大変憂慮しており、
今後の影響に強い危惧を抱いております。

現在、当連合会においては、厚生労働省、個人情報保護委員会等関係機関との間で連携を図
り、現状を共有するとともに、今後の対応について綿密な協議を行っております。

本件に関しましては、本日、同社の来訪を受け状況を聴取したところであり、その結果を踏まえ、
現時点でご連絡すべき事項を下記に記載いたしましたので、ユーザの方々におかれましては、内
容のご確認を頂きますようお願い申し上げます。

また、今後新たな情報に接した場合には、速やかにお知らせいたしますことを申し添えます。

記

1. 個人情報保護委員会への報告について

既にご案内のとおり、同社が提供している「社労夢」を利用している社労士及び当該社労士の
顧問先事業主等は個人情報取扱事業者として、個人情報保護法第26条第1項及び個人情報保
護法施行規則第8条に拠り、事態を承知した後、速やかに(5日以内)に個人情報保護委員会に
報告する義務が生じます。

業務上多大なる影響を受けておられるなか、誠に心苦しく存じますが、報告書の雛形を含め、
詳細につきましては[こちら](#)をご確認ください。

2. 労働社会保険諸手続の特例的な措置等について

現状、「雇用保険被保険者離職票再交付申請」については、[別掲](#)のとおり特例的な措置が取ら
れております。

今後、当連合会において厚生労働省との間で協議を継続するとともに、確定した事項については
即時にHP等で情報発信を致します。

3. システム復旧の見込みについて

同社から状況を聴取した限りにおいては、現時点でシステムの復旧については、3~4週間程
度の期間を要することが見込まれております。

4. 「サイバーリスク保険」での補償について

社会保険労務士賠償責任保険の特約「サイバーリスク保険」では、クラウドサービス提供者に

対するサイバー攻撃に起因して発生した「他人の事業の休止や阻害、その他の不測の事由による他人の損失の発生等」(情報漏えい限定補償プランでは対象外)及び「情報漏えいまたはそのおそれ」について、社労士が法律上の損害賠償責任を負担することにより生じた損害等に対して、保険金が支払われます。詳細は、パンフレット等をご覧ください。

【問合せ窓口】

1. 「サイバーリスク保険」又は「サイバーリスク保険<情報漏えい限定補償プラン>」のご加入者で、
保険事故が発生している、またはその恐れがある場合
東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室
TEL03-3515-7507
2. ご加入申込・ご契約内容の確認、変更、ご照会
有限会社エス・アール・サービス TEL03-6225-4873

以上